

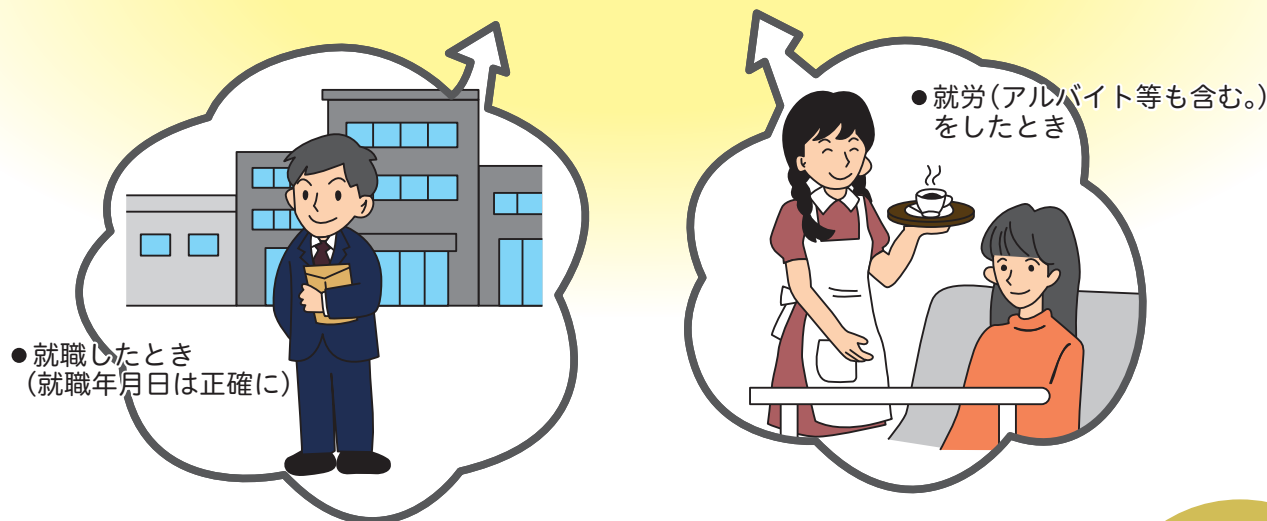
雇用保険受給者のみなさんへ 失業等給付は 正しく受給しましょう

次のような場合は、必ず申告してください

- 就職又は就労（パート、アルバイト、日雇、試用、見習、研修なども含みます。）をした場合。
- 内職又は手伝いをした場合。（収入がない場合も含みます。）
- 自営又はその準備を始めた場合。
- 会社の役員に就任したとき。



失業認定申告書への記載



認定申告書にはありのままと正確に!!

※書き方などわからないことは係におたずねください。

裏面の
様なケースは
不正受給処分
となります!



愛知労働局職業安定課
公共職業安定所(ハローワーク)

ちょっとしたことが不正となります。たとえば…

- ◎ 安定所に離職票の提出をし、失業等給付の手続きを終了して自宅に帰った。その日の夕方、新しく店を開店した知り合いから電話があり、「開店したばかりで忙しいから、しばらく手伝ってくれ」と言われ、翌日から働いた。
きちんとした勤め先が見つかるまでのアルバイトのつもりだったし、勤務時間も短いので、申告をしなくてもよいと自分で判断して申告書に記載しなかった。

➡働いた日（アルバイト・パート問わず）がごく短時間であっても申告が必要です。

- ◎ 新聞広告を見て面接に行き、仕事内容について説明を受けたものの、自分にできるかどうか不安があり、決めかねていた。社長から「試しにちょっとやってみたら」と言われ、その日の午後から2日間にわたり機械操作などの研修をうけ、就職を決めた。

就職する前の2日間については、賃金が出ないだろうから申告しなくてもよいと判断し、就職した日のみを申告書に記載した。

➡仕事が自分に適しているかどうか、しばらく働いてみないとわからない状態であっても申告が必要です。
➡働いた収入の有無にかかわらず、申告が必要です。

- ◎ 知人の紹介で「日当と交通費が支給されるから、研修だけでも受けてみたら」と言われ、翌日から受講し、その後、採用登録試験を受けて合格した。

事業所からは事前に日当などについて説明を受けていたが、採用登録試験を受ける前の分は申告しなくてもよいと考え、過少に申告した。

➡まだ、本採用になってなくても（研修期間、見習期間、試用期間、アルバイトでも）申告が必要です。

- ◎ 基本手当を受給するための求職活動実績の条件を満たすために、応募していない事業所に応募したかのように申告をし、基本手当の受給を受けた。

➡求職活動実績が無いにもかかわらず、失業認定申告書に虚偽の活動実績を申告することも不正受給に該当します。

- ◎ 同じ事務所へ就職・離職を繰り返しており、失業等給付の手続きの際に「今回の受給後や受給期間内に再び同じ事業所へ就職した場合、手続き前から再雇用の予約があったものと判断して不正受給処分を行います」と言われていたが、その事業所から「また働いてくれないか」と頼まれたので、せっかくの誘いだからと再就職した。

➡失業等給付の手続き時に同じ事業所への再就職について注意を案内されていた場合は、自発的な応募が事業所からの誘いかを問わず、同じ事業所へ就職した場合は不正受給処分を行う場合があります。

- ちょっと手伝いしただけだから……。
- アルバイトのつもりだったから……。
- 一日ぐらいだから……。
- 臨時だったから……。
- 試用期間中だったから……。
- みつからなければ……。

などといって、ありのままを申告しないで受給すると不正受給となります。

不正をすると処分されます

- 不正の日以後に受けた保険金は全額返還しなければなりません。また、多額の延滞金が課されます。
- 不正受給金額の3倍に相当する額を納めることとなり、詐欺罪として刑罰に処せられる場合もあります。
- 発見の日以後、失業等給付を受けられなくなります。

正しい申告をしましょう！